

入 札 説 明 書

菅野発電所など水力発電所 10 箇所の電力売却に係る入札公告（令和 7 年 7 月 4 日付け）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

(1) 件名

菅野発電所など水力発電所 10 箇所の電力売却

(2) 契約書及び仕様等

別添契約書案及び仕様書のとおり

(3) 対象発電所（以下「本発電所」という）

- ア 菅野発電所（周南市大字金峰字東松室 2986 番地 4）
- イ 水越発電所（周南市大字金峰字北小田原 842 番地 2）
- ウ 徳山発電所（周南市大字徳山 5112 番地 1）
- エ 本郷川発電所（岩国市本郷町本郷字引地 2270 番地 2）
- オ 生見川発電所（岩国市美川町南桑字カシ原 1691 番地 6）
- カ 小瀬川発電所（岩国市美和町釜ヶ原字土打 479 番地 4）
- キ 末武川発電所（下松市大字瀬戸字楮浴 627 番地 2）
- ク 佐波川発電所（山口市徳地船路字滝下 1096 番地 1）
- ケ 木屋川発電所（下関市豊田町大字大河内字井手ケ平 106 番地 9）
- コ 新阿武川発電所（萩市川上字なんかけ 2344 番地 1）

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

イ 受給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 3 月 31 日 24 時まで

ただし、小瀬川発電所については、令和 9 年 8 月 1 日 0 時から令和 10 年 3 月 31 日 24 時までとする。

ウ 契約期間及び受給期間の延長

令和 9 年 3 月 31 日までに、双方から書面による何らの意思表示がないときには、契約期間及び受給期間をさらに 1 年間延長するものとする。

(5) 予定売却電力量

ア 令和 8 年度

136, 269 MWh

イ 令和 9 年度

142, 012 MWh

なお、売却電力量が予定売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。

(6) 環境価値

本発電所で売却する電力には、非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。ただし、環境価値に関する法令の改正等により、必要が生じた場合は、協議するものとする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、物品等の調達に係る営業種目の大分類「その他」小分類「電気」の登録があること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 山口県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第2条に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きをしていないこと。
- (9) 令和5年度及び令和6年度のいずれの期間においても、当契約の対象となる発電所の最大発電可能電力量である450,614MWh以上の電力供給実績があること。
- (10) 山口県内における電力供給実績を有していること。
- (11) 直近の事業年度の財務諸表において、債務超過及び累積欠損がないこと。
- (12) 複数の者が共同で参加すること（以下、「共同参加」という。）ができる。その場合には、共同参加の代表者をあらかじめ定めておくこと。また、代表者は上記のすべての条件を、代表者以外は上記（9）を除くすべての条件を満たしておくこと。

3 契約条項を示す場所

山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局総務課

4 入札参加資格の確認手続き

- (1) 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の要件の確認を受けなければならぬ。なお、共同参加の場合は、全参加者が各書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書(様式1)

(イ) 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

(ウ) 2の(9)に該当することを証する書類(電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)様式第2第1表(発受電月報(総括表)))

(エ) 2の(10)に該当することを証する書類(電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)様式第2第5表(2)(発受電月報(都道府県別電力需要実績)))

(オ) 申請日直近の事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書(付表を含む))

イ 提出期限

令和7年8月18日(月) 午後5時(必着)

ウ 提出場所

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局総務課

- (2) 入札参加資格の要件の確認の結果については、令和7年8月25日までに入札参加資格確認結果通知書をもって通知する。ただし、通知後において、参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、参加資格を取り消す。

- (3) 入札参加資格を有すると通知された者へ次の資料を提示する。

提示は、入札参加資格確認申請書(様式1)に記載された担当者連絡先に、電子メールにより行う。

ア 提示資料

(ア) 令和8年度及び令和9年度の容量確保契約額

(イ) 発電側課金に係る資料

5 質問の受付及び回答

入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類に関する質問は、質問書(様式2)により次の提出場所に持参、郵送、FAX又は電子メールで行うものとする。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

- (1) 提出場所

4(1)ウに同じ

- (2) 提出期限

令和7年7月28日(月) 午後5時まで

- (3) 質問への回答

質問回答は、令和7年8月4日（月）までに以下の山口県企業局ホームページで公開する。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/161/304135.html>

なお、質問及び回答書は、仕様書の一部として入札条件とする。

6 入札を執行する場所、日時及び提出方法等

(1) 場所

山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局 1号会議室（山口県庁13階）

(2) 日時

令和7年9月9日（火）午前10時

(3) 特記事項

郵便による入札とする。

※郵便による入札書の提出は、令和7年9月8日（月）午後5時必着とし、持参する場合も同日時とする。提出場所は、4（1）ウに同じ。

詳細は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」を確認すること。

(4) 入札に参加する者は、様式3による入札書に、様式4の「内訳書」を添付すること。

※内訳書に記載する「発電側課金（見込額）」については、「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（令和6年1月12日、経済産業省）」に基づき、入札書に記載された金額が、発電側課金の負担分を上乗せした金額であることを確認するものである。

なお、発電側課金に係る資料については、4（3）より、入札参加資格を有すると通知された者へ提示する。

(5) 郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書及び内訳書を内封筒に入れ密封の上、当該内封筒には、「入札書」と表記し、件名、入札者の商号又は連絡先（電話番号）を明記、外封筒には「入札書在中（菅野発電所など水力発電所10箇所の電力売却）」と表記すること。

入札書を持参する場合は、入札書及び内訳書を封筒に入れ密封し、「入札書」と表記し、件名（菅野発電所など水力発電所10箇所の電力売却）、入札者の商号又は連絡先（電話番号）を明記すること。

なお、入札書の日付は入札書を作成した日を記入すること。

(6) 入札書の郵送については、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法を活用し、県が指定する日時までに入札執行者に到着するようにすること。

なお、期限を過ぎて到着した場合は受理しない。

(7) 開札は、当該入札者に代わって、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

7 入札保証金

免除する。

8 入札条件

(1) 入札は1kWh当たりの単価で行うものとし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であ

るか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。
- (3) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 電信による入札は認めない。
- (6) 入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。
- (7) 次の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札

イ 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 記名のない入札

エ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札

オ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの

カ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札

キ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札

ク 談合、その他不正な行為があったと認められる入札

ケ 入札条件のうち(3)～(5)に違反した入札

- (8) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。
- (9) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
 - ア 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の参加停止措置を検討する。
 - イ 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - ウ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
 - エ 不当介入により電気を購入することができない場合は、その旨を直ちに発注者へ報告すること。

9 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札の決定は、消費税及び地方消費税を除いた、1kWh当たりの単価の比較によって行う。
- (3) 同一事項の入札は初回を含めて3回まで行う。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者を対象としてくじにより落札者を決定する。

- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

10 契約書作成の要否

要（別添電力受給契約書（案）を基に協議の上作成）

11 契約保証金

免除する。

12 入札参加心得

上記「8 入札条件」を熟読すること。

13 その他

- (1) この入札に関する公告後に、前記2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年8月8日（金）午後5時までに山口県会計管理局物品管理課（調達班）に申請書を提出すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式5）を提出すること。
- (3) 共同参加の場合には、代表者及び共同参加者は、契約内容について共同連帯とする。
- (4) この入札に関する問い合わせ先

山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局 総務課 経営・技術企画班

TEL：083-933-4015 FAX：083-933-4029

E-mail：a40100@pref.yamaguchi.lg.jp